及び「２　氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。」を削り、同様式備考３を同様式備考２とし、様式第八中「印」及び「２　消除を受けようとする者本人が申請を行う場合には、氏名を記載し押印することに代えて、署名することができる。」を削り、同様式備考３を同様式備考２とする。

（アルコール事業法施行規則の一部改正）

第七十三条　アルコール事業法施行規則（平成十二年通商産業省令第二百九号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「㊞」及び「５　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、同様式備考６を同様式備考５とし、様式第二から様式第四まで、様式第六の二から様式第九まで、様式第十二、様式第十五、様式第十七、様式第十九、様式第二十一、様式第二十二、様式第二十四の二から様式第二十七まで、様式第三十、様式第三十二、様式第三十五、様式第三十六、様式第三十八の二から様式第四十一まで、様式第四十八、様式第四十九、様式第五十一の二から様式第五十四まで及び様式第五十五の二中「㊞」及び「１　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、「２　用紙」を「用紙」に改め、様式第六、様式第十三、様式第十四、様式第十八、様式第二十四、様式第二十八、様式第三十一、様式第三十八、様式第四十二、様式第四十五、様式第四十六、様式第五十一及び様式第五十五中「㊞」及び「２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、「３　用紙」を「２　用紙」に改め、様式第十六及び様式第二十九中「㊞」及び「４　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、「５　用紙」を「４　用紙」に改め、様式第四十三中「㊞」及び「６　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、同様式備考７を同様式備考６とし、様式第五十六中「㊞」及び「１　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」を削り、「２　用紙」を「１　用紙」に改め、同様式備考３を同様式備考２とし、同様式備考４から同様式備考６までを一つずつ繰り上げ、様式第五、様式第二十三、様式第三十七及び様式第五十中「㊞」、「２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。」及び「印」の欄を削り、「３　用紙」を「２　用紙」に改める。

（電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第七十四条　電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法施行規則（平成十四年経済産業省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一から様式第八まで及び様式第十から様式第十三まで中「印」及び「・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自著すること。」を削り、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（鉱山保安法施行規則の一部改正）

第七十五条　鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一中「㊞」及び「⑵　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、同様式備考⑶を同様式備考⑵とし、様式第二及び様式第四中「㊞」及び「⑵　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「⑴　用紙」を「用紙」に改め、様式第三中「㊞」及び「⑵　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、同様式備考⑶を同様式備考⑵とし、様式第五中「㊞」及び「⑵　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、同様式備考⑶を同様式備考⑵とし、同様式備考⑷を同様式備考⑶とし、様式第六中「㊞」及び「⑵　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、同様式備考⑶を同様式備考⑵とし、同様式備考⑷から様式第十まで及び様式第十二中「㊞」及び「⑶　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「⑸　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」「⑺　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」又は「⑽　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、様式第十一中「㊞」及び「２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。」を削り、「１　届出書」を「届出書」に改める。

（経済連携協定に基づく経済産業省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令の一部改正）

第七十六条　経済連携協定に基づく経済産業省の所掌事務に係る物資の関税割当制度に関する省令（平成十七年経済産業省令第八号）の一部を次のように改正する。

様式第一、様式第三及び様式第四中「記名押印又は署名」を「代表者名」に改め、「印」を削る。

（経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部改正）

第七十七条　経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

様式第一中「印（注２）」及び「（注２）押印に代えて署名をしても差し支えない。この場合、必ず発給申請者本人が自署すること。ただし、発給申請に際して、申請者が、指定発給機関において申請者の利用のために供された電子情報処理組織を使用する場合、同法施行規則第４条の２第１項の規定による発給の申請に係る事前登録の手続を経て付与された当該申請者の登録番号を入力し、かつ、当該番号が印字された第一種特定原産地証明書発給申請書を作成することができる場合には、押印又は署名を省略することができる。」を削り、同様式（注３）を同様式（注２）とし、同様式（注４）から同様式（注10）までを一つずつ繰り上げ、様式第二中「印（注２）」及び「（注２）押印に代えて署名しても差し支えない。この場合、必ず本人が自署すること。ただし、証明資料提出者が、指定発給機関において証明資料提出者の利用のために供された電子情報処理組織を使用して、当該証明資料提出者に係る登録番号を入力し、かつ、当該番号が印字された証明資料提出同意通知書を作成することができる場合には、押印又は署名を省略することができる。」を削り、同様式（注３）を同様式（注２）とし、同様式（注４）を同様式（注３）とし、様式第三中「印（注２）」及び「（注２）押印に代えて署名しても差し支えない。この場合、必ず本人が自署すること。」を削り、同様式（注３）を同様式（注２）とし、様式第十二中「印（注２）」及び「（注２）押印に代えて署名しても差し支えない。この場合、必ず本人が自署すること。」を削り、様式第十三中「印（注４）」及び「（注４）押印に代えて署名しても差し支えない。この場合、必ず本人が自署すること。なお、電子申請を行う場合にあっては、押印又は署名を要しない。」を削り、同様式（注５）を同様式（注４）とし、同様式（注６）から同様式（注11）までを一つずつ繰り上げ、様式第十四中「印（注３）」及び「（注３）押印に代えて署名しても差し支えない。この場合、必ず本人が自署すること。なお、電子申請を行う場合にあっては、押印又は署名を要しない。」を削り、同様式（注４）を同様式（注３）とする。